

議第38号

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県の行う琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について、令和3年4月1日から関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市町

大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町

2 負担すべき金額

一般排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり47.2円を乗じて得た額

特定排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり51.9円を乗じて得た額

議第38号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

